本日の会議に付した事件

令和７年第４回山元町議会定例会（第４日目）
令和７年１２月１２日（金）午前１０時

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　議案第４４号　山元町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（委員長報告）
日程第　３　議案第５５号　山元町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第　４　議案第５６号　山元町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
日程第　５　議案第５７号　山元町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
日程第　６　議案第５８号　児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
日程第　７　議案第５９号　山元町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例
日程第　８　議案第６０号　宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について
日程第　９　議案第６１号　令和７年度山元町一般会計補正予算（第４号）
日程第１０　議案第６２号　令和７年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）
日程第１１　議案第６３号　令和７年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）
日程第１２　議案第６４号　令和７年度山元町水道事業会計補正予算（第３号）
日程第１３　議案第６５号　令和７年度山元町下水道事業会計補正予算（第２号）
日程第１４　議案第５４号　山元町特定乳幼児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（委員長報告）
日程第１５　閉会中の継続調査申し出について
日程第１６　議員派遣の件

午前１０時００分　開　議

議　長（菊地康彦君）ただいまから、令和７年第４回山元町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議　長（菊地康彦君）日程第１．会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第１２４条の規定により、２番髙橋眞理子君、３番遠藤龍之君を指名します。

議　長（菊地康彦君）これから議長諸報告を行います。

議長諸報告は、お手元に配付のとおりでありますのでご覧願います。

これで、議長諸報告を終わります。

議　長（菊地康彦君）日程第２．議案第４４号を議題とします。

本案は、今年９月５日、総務民生常任委員会に付託し、今定例会まで期限を延長し審査をしておりましたが、審査が終了し、総務民生常任委員会委員長から報告書が提出されましたので、委員長の報告を求めます。総務民生常任委員会委員長大和晴美君、登壇願います。

総務民生常任委員会委員長（大和晴美君）はい、議長。委員会審査報告書。本委員会は令和７年９月５日に付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので山元町議会会議規則第７６条の規定により報告します。

議案第４４号山元町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例。

審査の結果、可決すべきものです。

山元議委発第６４号令和７年１２月１１日山元町議会議長菊地康彦殿。総務民生常任委員会委員長大和晴美。

以上でございます。

議　長（菊地康彦君）これから委員長報告に対する質疑を行います。――　質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議　長（菊地康彦君）これから討論を行います。――　討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議　長（菊地康彦君）これから、議案第４４号山元町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は可決すべきものです。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（菊地康彦君）異議なしと認めます。議案第４４号は委員長報告のとおり可決されました。

議　長（菊地康彦君）日程第３．議案第５５号を議題とします。

本件について説明を求めます。

総務課長（大和田　敦君）はい、議長。それでは、議案第５５号山元町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

初めに提案理由でありますが、人事院の国会及び内閣に対する国家公務員の給与改定に関する勧告の趣旨を踏まえ、町職員の給料月額等を改定するため提案するものであります。

１９ページをお開き願います

配付資料№２、条例議案の概要によりご説明いたします。

人事院勧告の趣旨を踏まえた町職員の給与改定については、例年第４回議会定例会にご提案申し上げており、今年は１１月１１日に閣議決定されたところでございます。

１、改正内容のうち、１点目。給料表の改定ですが、給料月額を平均で３．４パーセント引き上げるものであり、１級から７級までの平均は表のとおりでございます。

２点目、期末勤勉手当の改定ですが、年間の支給月数について４．６月分から０．０５月分を引上げ４．６５月分とするものでございます。

令和７年１２月１日に遡及し適用しますが、今年６月期については既に支給済みでございますので１２月期に０．０５月分を加算することといたしております。令和８年度以降の支給月数については表に記載のとおりであります。

３点目、通勤手当ですが、自動車での通勤距離が２キロメートル以上の職員に支給する通期手当について、距離が１０キロメートル以上の場合、その距離に応じ２００円から７，１００円の幅で引き上げるものであります。

２、施行期日等ですが、（１）の給料表の改定及び（３）の通勤手当については令和７年４月１日に遡及し適用するものであります。（２）期末勤勉手当の改定ですが、令和７年１２月１日に遡及し、支給割合の変更については令和８年４月１日から施行するものでございます。

以上が議案第５５号の説明となります。よろしくお願いいたします。

議　長（菊地康彦君）これから質疑を行います。――　質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議　長（菊地康彦君）これから討論を行います。――　討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議　長（菊地康彦君）これから、議案第５５号山元町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（菊地康彦君）異議なしと認めます。議案第５５号は原案のとおり可決されました。

議　長（菊地康彦君）日程第４．議案第５６号を議題とします。

本件について説明を求めます。

総務課長（大和田　敦君）はい、議長。議案第５６号山元町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

初めに提案理由でありますが、人事院勧告に基づく国家公務員の給与の改定に準拠し、条例で定める特別職の期末手当を改定するため提案するものでございます。

７ページをお開き願います。

配付資料№３、条例議案の概要によりご説明申し上げます。

１、改正内容ですが、町長、副町長、教育長の期末手当について、年間支給月数３．４５月分から０．０５月分を引上げ３．５月分とするものでございます。

令和７年１２月１日に遡及し適用しますが、今年６月期については既に支給済みです

ので、１２月期に０．０５月分を加算いたします。令和８年度以降の支給月数については表に記載のとおりでございます。

２、施行期日等ですが、令和７年１２月１日に遡及適用し、支給割合の変更については令和８年４月１日から施行するものでございます。

以上が議案第５６号の説明となります。よろしくお願いいたします。

議　長（菊地康彦君）これから質疑を行います。――　質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議　長（菊地康彦君）これから討論を行います。――　討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議　長（菊地康彦君）これから、議案第５６号山元町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（菊地康彦君）異議なしと認めます。議案第５６号は原案のとおり可決されました。

議　長（菊地康彦君）日程第５．議案第５７号を議題とします。

本件について説明を求めます。

総務課長（大和田　敦君）はい、議長。続きまして、議案第５７号山元町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

初めに提案理由でありますが、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準拠した特別職の期末手当支給月数と、議会議員の支給月数の整合性を図るべく所要の改正を行うため、提案するものでございます。

７ページをお開き願います。

配付資料№.４、条例議案の概要によりご説明申し上げます。

１、改正内容ですが、議会議員に支給する期末手当について年間支給月数３．４５月分から０．０５月分を引き上げ、３．５月分とするものでございます。

令和７年１２月１日に遡及し適用いたしますが、今年６月期分については既に支給済みでありますので、１２月期に０．０５月分を加算いたします。令和８年度以降の支給月数については表に記載のとおりでございます。

２、施行期日等ですが、令和７年１２月１日に遡及適用し、支給割合の変更については令和８年４月１日から施行するものでございます。

以上が議案第５７号の説明となります。よろしくお願いいたします。

議　長（菊地康彦君）これから質疑を行います。――　質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議　長（菊地康彦君）これから討論を行います。――　討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議　長（菊地康彦君）これから、議案第５７号山元町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（菊地康彦君）異議なしと認めます。議案第５７号は原案のとおり可決されました。

議　長（菊地康彦君）日程第６．議案第５８号を議題とします。

本件について説明を求めます。

子育て定住推進課長（佐藤睦美君）はい、議長。議案第５８号児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行等に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

資料№.５、条例議案の概要及び新旧対照表をご覧ください。

１、主な改正内容ですが、本条例により関連する３件の条例を改正するものです。

改正する条例ですが、表に記載のとおり、１件目は第１条に規定する山元町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、２件目は第２条に規定する山元町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、３件目は第３条に規定する山元町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例となります。

この３件の条例に対し、表の上段に記載する１点目、保育所等の職員による虐待通報義務の創設、２点目、地域限定保育士制度の一般制度化、３点目、乳幼児健康診査による健康診断の代替など、３つの条文を追加するものであり、それぞれの条例に追加する内容は表の右側に記載のとおりです。

なお、施行期日は公布の日としております。

以上で議案第５８号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議　長（菊地康彦君）これから質疑を行います。――　質疑はありませんか。

１０番、齋藤俊夫君。

１０番（齋藤俊夫君）はい、議長。主な改正内容の中の２条の特定地域型という、この意図する内容を改めて確認させてください。

子育て定住推進課長（佐藤睦美君）はい、議長。こちら、第２条にあります山元町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業というところですが、こちらに関しましては、町から給付を行っております特定教育保育施設ということで、認定こども園、幼稚園、保育所という形になります。また、特定地域型保育事業も同じく町から給付を行っております家庭的

保育事業、小規模保育事業所という形になりますので、山元町におきましてはなないろ保育園、また宮城病院にありますつくし保育園というところが該当することになります。以上でございます。

１０番（齋藤俊夫君）はい、議長。事業につながる部分はそのとおり理解するんですけれども、特定地域というそこの考え方がどうなんですかということを改めて確認させてくださいということで。

子育て定住推進課長（佐藤睦美君）はい、議長。地域型保育事業に特定というところがついております。地域型保育事業ということで、先ほど説明しましたようになないろ保育園、つくし保育園というところになりますので、そこに給付を行っておりますので、特定という文言がついている形になります。以上です。

１０番（齋藤俊夫君）はい、議長。私の認識違いなのか、特定地域というのは町がその特定な地域に該当するからという趣旨ではないのですかという、そういう意味合いでのお尋ねなのでございますがいかがでしょうか。

子育て定住推進課長（佐藤睦美君）はい、議長。特定の地域というわけではなく、地域型保育事業に特定というところがついているということになっております。以上でございます。

議　長（菊地康彦君）ほかに質疑はありませんか。

１２番（伊藤貞悦君）はい、議長。この説明の中の用語の中に地域限定保育士制度というのがありますが、地域限定というのは山元町限定という理解をしていいのか。宮城県なのか、そういうくくりの意味はどのように解釈すればいいのか教えてください。

子育て定住推進課長（佐藤睦美君）はい、議長。地域限定保育士ということで、地域における保育人材確保のためにということで、平成２７年度に国家戦略特区に限定して作られた制度となっております。こちらは限られた特区に限定しているもので、その自治体の試験に合格して登録後３年間その地域で働くことができて、４年目以降に関してはほかの一般の保育士と同様に全国で働くことができるという形になっておりますので、地域はかなり限定されて作られた制度となっております。以上でございます。

１２番（伊藤貞悦君）はい、議長。３年間地域限定で仕事をして、その後については免許保有者と同じような扱いになるということで、その次の一般制度化というふうに解釈すればいいのか。免許保有者というか資格保有者と認定されるというのが一般制度化という意味なのか。そこのところの兼ね合いをどうなのか教えてください。

子育て定住推進課長（佐藤睦美君）はい、議長。こちらですが、地域限定保育士というところが従来は特区ということである程度限定されていたというところになりますが、今回、改正によりまして一般制度化ということでもっと広がってということで、ほかの県など、政令市などでもこの試験が実施できるようになっていることの一般制度化ということになっております。以上です。

議　長（菊地康彦君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（菊地康彦君）これで質疑を終わります。

議　長（菊地康彦君）これから討論を行います。――　討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議　長（菊地康彦君）これから、議案第５８号児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（菊地康彦君）異議なしと認めます。議案第５９号は原案のとおり可決されました。

大変失礼いたしました。議案第５８号は原案のとおり可決されました。大変失礼いたしました。

議　長（菊地康彦君）日程第７．議案第５９号を議題とします。

本件について説明を求めます。

子育て定住推進課長（佐藤睦美君）はい、議長。議案第５９号山元町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部施行等に伴い、所要の改正を行うため提案するものであります。

資料№.６、条例議案の概要及び新旧対照表をご覧ください。

１、主な改正内容ですが、子ども・子育て支援法の改正により認可を受けた乳児等通園支援事業者が乳児等通園支援給付費の支給対象であることを町長が確認する際において、町長が乳児等通園支援の利用定員を定めるときは子ども・子育て会議などへ意見聴取を行うことが義務づけられたことから、山元町子ども・子育て会議の任務に新たに追加するものであります。表のとおり、第２条第５号として子育て会議の任務を追加するものです。同条第６号については、号の追加に伴う変更となります。

なお、施行期日は公布の日としております。

以上で議案第５９号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議　長（菊地康彦君）これから質疑を行います。――　質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議　長（菊地康彦君）これから討論を行います。――　討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議　長（菊地康彦君）これから、議案第５９号山元町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（菊地康彦君）異議なしと認めます。議案第５９号は原案のとおり可決されました。

議　長（菊地康彦君）日程第８．議案第６０号を議題とします。

本件について説明を求めます。

総務課長（大和田　敦君）はい、議長。議案第６０号宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更についてをご説明いたします。

初めに提案理由でありますが、宮城県市町村職員退職手当組合の役員及び議会議員に対し報酬が支給されることに伴い、同組合の規約を変更するため地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

５ページをお開きください。

配付資料№.７、議案の概要によりご説明いたします。

１、変更内容ですが、まず市町村職員退職手当組合は仙台市を除く３４の市町村及び１４の広域事務組合で構成されております。同組合の役員や議員に対する報酬等はこれまで組合規約に基づき不支給とされてきましたが、地方自治法の規定に沿い、令和８年４月１日から支給され、役職ごとの報酬月額は表に記載のとおりでございます。

２、施行期日ですが、令和８年４月１日となります。

３、その他手続になります。１点目ですが、地方自治法の規定により一部事務組合が規約を変更する場合は組合構成団体との協議が必要となります。

２点目ですが、その協議については同じく自治法の規定により組合構成団体における議会の議決が必要となるため、今般提案するものでございます。

以上が議案第６０号の説明となります。よろしくお願い申し上げます。

議　長（菊地康彦君）これから質疑を行います。――　質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議　長（菊地康彦君）これから討論を行います。――　討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議　長（菊地康彦君）これから、議案第６０号宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（菊地康彦君）異議なしと認めます。議案第６０号は原案のとおり可決されました。

議　長（菊地康彦君）日程第９．議案第６１号を議題とします。

本件について説明を求めます。

企画財政課長（桔梗俊幸君）はい、議長。議案第６１号令和７年度一般会計補正予算（第４号）についてご説明いたします。

今回の補正の規模でありますが、歳入歳出それぞれ１億１，４８１万２，０００円を追加しまして、総額を８６億６，５０４万３，０００円とするものです。

また、歳入歳出予算の補正と合わせまして債務負担行為及び地方債の補正も行っております。

それでは、歳出予算からご説明いたします。

議案書１４ページをお開きください。
初めに人件費についてご説明いたします。
第１款議会費から以下の各款におきまして、職員の給料、手当などの人件費の補正を行っております。こちらにつきましては人事院勧告等に伴う補正です。以下、同様の内容で各款ごとに人件費を割り振っておりますので、個々の説明については説明を省略させていただきたいと思います。
それでは、人件費以外の補正について順次ご説明をさせていただきます。
２款総務費１項総務管理費５目財産管理費、こちらです。１３万１，０００円を計上しております。こちらは復興事業への指定寄附として頂いた寄附金を一時的に財政調整基金に積み立てをするものです。次に６目企画費についてです。２７０万円を計上しております。こちらも企業版ふるさと納税寄附金をまち・ひと・しごと創生推進基金に積立てをするものです。次に１６目町民バス事業費についてです。１８０万円を計上しております。こちらは予約運行型の走行距離が当初の見込みより増えていることから、不足する燃料費等の委託料を増額するものです。
１５ページをご覧ください。２款総務費３項戸籍住民基本台帳費１２節委託料です。２９７万円を計上しております。こちらは戸籍に振り仮名を記載するためのシステム改修費を計上するものです。なお、こちらの財源は全て国庫補助金となります。
１６ページをお開きください。３款民生費１項社会福祉費１目社会福祉総務費並びに次の２目老人福祉費のそれぞれ２７節の繰出金についてです。国民健康保険事業特別会計への繰出金として１１４万１，０００円、介護保険事業特別会計への繰出金として３６２万１，０００円を計上しております。こちらは人件費や給付費に係る各特別会計への繰出金を増額するものとなっています。次に３目老人福祉費についてです。１５２万６,０００円を計上しております。こちらは知楽荘の修繕費負担金を計上するものです。次、４目障害福祉費１９節扶助費についてです。２，８０３万３，０００円を計上しております。共同生活援助や就労継続支援サービスの利用者増加に伴い不足する給付費を増額するものです。次に２２節償還金利子及び割引料並びに、１７ページをご覧ください、３款民生費２項児童福祉費２目児童措置費についてです。さきの障害福祉費で４５１万５，０００円、児童措置費で４４万５，０００円を計上しております。こちらはいずれも令和６年度事業の実績に伴う返還金となります。
次に、３款民生費２項児童福祉費３目保育所費１７節備品購入費、こちらです。７０万９，０００円を計上しております。こちらは子育て関連事業への指定寄附金を活用した備品購入費を増額するものです。次に４目母子・父子福祉費についてです。３０万円を計上しております。こちらは受診件数の増加に伴い不足する医療費助成費を増額するものです。次に６目児童館費１７節備品購入費についてです。７９万１，０００円を計上しております。こちらも子育て関連事業への指定寄附金を活用した備品購入費となります。
１９ページをお開きください。６款農林水産業費１項農業費３目農業振興費です。２８万７，０００円を計上しております。こちらは令和２年度に契約した農地の賃借に伴う農地賃借料一括前払い補助金に返還が生じたことから、返還金を計上するものです。次に５目農地費１２節委託料についてです。４８３万８,０００円を計上しております。こちらは各排水機場において稼働実績に伴い電気料等が不足しているため、必要経費等

増額するもの及び鷲足地区内の排水路の流ますの排水量等を再整理するための委託料を増額するものです。次に１４節工事請負費についてです。３００万円を減額しております。こちらは当初予定していた排水路の整備工事のうち、工事個所や工事区間を調整したことにより減額するものです。なお、この減額した財源は先ほどご説明いたしました排水路の排水量等の再整理に係る委託料分に組み替えております。

２０ページをお開きください。６款農林水産業費２項林業費です。５３万９，０００円を計上しております。こちらは町内の森林保有者が取り組む県の温暖化防止間伐推進事業に対する補助金と合わせ本町独自の支援策としてのかさ上げ補助金を計上するものです。

２１ページをご覧ください。９款消防費についてです。財源の地方債について、有利な過疎対策事業債などへ振り替えたことに伴う財源内訳の変更となっています。

２２ページをお開きください。１０款教育費２項小学校費２目教育振興費です。教育事業への指定寄附を頂きましたので財源内訳の変更をするものです。

２３ページをご覧ください。１０款教育費５項社会教育費７目深山山麓少年の森管理費１４節の工事請負費になります。５００万円を計上しております。少年の森のじゃぶじゃぶ池周辺の土壌が軟弱化していることから、排水対策に係る工事費を計上するものです。同じく１７節備品購入費についてです。こちらも教育関連事業への指定寄附金を活用した備品購入費を増額するものです。

以上が歳出予算の主な内容です。

続いて、歳入予算についてご説明いたします。

議案書１２ページにお戻りください。

１５款国庫支出金並びに１６款県支出金についてです。こちらは歳出でご説明いたしましたシステム改修費並びに母子・父子医療費助成費に係る国県の補助金となります。

１８款寄附金についてです。６６７万５，０００円を計上しております。こちらは企業版ふるさと納税寄附金のほか、それぞれ指定のありました寄附金となります。

１９款繰入金についてです。総額で６，９４２万１，０００円を計上しております。今回の補正予算に係る財源調整として各種基金からの取崩額を増額しております。

１３ページをご覧ください。２１款諸収入５項雑入２目過年度収入１節国庫支出金過年度収入並びに２節県支出金過年度収入についてです。こちらは令和６年度の障害者自立支援給付費の実績確定に伴う国県からの追加交付金となっています。次に３節その他過年度収入です。こちらは歳出でご説明いたしました農地賃借料一括前払い補助金の返還に係る農地を借り受けていた農業者からの返還金となります。

２２款町債についてです。こちらは地方債の補正でご説明いたしますので省略させていただきます。

以上が歳入予算の主な内容でございます。

次に、債務負担行為の補正についてご説明いたします。

議案書５ページにお戻り願います。

今回、債務負担行為として２０事業を計上しておりますが、複数年にわたって事業を実施するもののほか、来年度当初から事業を実施するに当たり契約行為を行う必要があることから、今回、債務負担行為を追加するものでございます。

主なものについてご説明いたします。

１行目の宿日直業務に要する経費については、今年度末で現在の宿日直業務の委託契約が終了となり、新たに委託契約を締結し、新年度当初から事業を継続する必要があることから債務負担行為を設定するものです。

次に４行目、町民バス運行業務に要する経費についてです。こちらも新年度当初から運行するに当たり、今年度内に契約を締結する必要があることから債務負担行為を設定するものです。なお、令和８年度は実証運行から本格運行へ移行する初年度となっておりますが、今後の事業の見直しや調整の可能性などを考慮して、令和８年度についても単年度の契約としたいと考えております。

また、その他１８事業についてもいずれも新年度当初からの事業実施に当たり、今年度内に契約を締結する必要があることから、債務負担行為を設定するものとなっております。

次に、地方債の補正についてご説明いたします。

議案書８ページ、お開きください。

過疎対策事業債については、事業の実績見込み及び過疎計画の軽微な変更に伴い、下段の学校教育施設等整備事業債並びに一般単独事業債から振替えを行うもの。次に、緊急防災減災事業債につきましても、地方債協議の中で下段の防災対策事業債よりもより有利な本事業債を活用できるとの進言をいただいておりましたので、今回振替えを行うものです。なお、いずれも利率や償還の方法につきましては、変更はございません。

以上で議案第６１号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議　長（菊地康彦君）これから質疑を行います。――　質疑はありませんか。

１１番、岩佐孝子君の質疑を許します。

１１番（岩佐孝子君）はい、議長。１７ページです。１７ページの３款２項６の１７児童館の備品購入なんですが、購入備品等が分かれば教えてください。

子育て定住推進課長（佐藤睦美君）はい、議長。こちらにつきましては、こどもセンターにおいて高窓用の暗幕ということでこちらの予算化しております。こどもセンター事業行う際に暗くしていろいろ映像を見たりというときに活用するということで、暗幕及び乳児向けの遊具ということで予算化しております。以上でございます。

１１番（岩佐孝子君）はい、議長。その上の保育用の備品なんですが、７０万９，０００円ですが、これについてはお知らせ、これはどんなものを購入するのか教えてください。

子育て定住推進課長（佐藤睦美君）はい、議長。こちらですが、内容につきましては避難用の散歩車、幼児用のプール、はいはいマットということで予算化しております。避難車につきましては、毎年更新というか新しいものを購入しているんですが、８年度分を前倒しという形で避難車ということで購入する予定にしております。以上でございます。

１１番（岩佐孝子君）はい、議長。避難車ということなんですが、現在はどの保育所にも備えつけてあるんでしょうか。全部で何台になっていますか。

子育て定住推進課長（佐藤睦美君）はい、議長。全ての保育所にというところで、散歩車というところは準備はされております。すみません、つばめの杜保育所の避難車の台数、手持ち持ち合わせておりませんでしたので、後ほど調べて報告させていただきます。以上でございます。

１１番（岩佐孝子君）はい、議長。つばめの杜だけではなくなないろ保育所とかというところもあ

るんですが、その辺については全てこのごろ地震が非常に多いので、避難をするときに非常に心配なんです。なので、全てにおいて保有しているのかどうか。活用すべきではないかという思いから質問をさせていただいております。

子育て定住推進課長（佐藤睦美君）はい、議長。各保育所に避難車というところで準備されているというところは確認できております。以上でございます。

議　長（菊地康彦君）ほかに。

１１番（岩佐孝子君）はい、議長。２３ページです。２３ページの１０款５項の少年の森のところです。７款ですが、ここの備品購入、指定寄附によりまして深山山麓少年の森の備品購入なんですが、これは何を購入なさるのか教えてください。

生涯学習課長（伊藤孝浩君）はい、議長。ご寄附ありました１５０万円を活用しまして、まずイベント用のテントなどの備品とか、あとはＢＭＸだけではなく子供たちが新しく整備されました舗装されました広場でも乗って遊ぶことができるような子供用の自転車など遊具関係です。そういったものを指定管理者の山寺深山愛隣会の意見も考慮しながら購入するものとなっております。以上です。

議　長（菊地康彦君）ほかに質疑はありませんか。

３番（遠藤龍之君）はい、議長。１４ページの２款総務費１項総務管理費の１６目町民バス事業費について１８０万円の増と町民バス運行業務委託料の理由については走行距離が増ということで、嬉しいといいますか利用されているんだなということがうかがえるわけですが、当初見込みとの関係でどのような受止めをしているのかお伺いいたします。

町民生活課長（鈴木宏幸君）はい、議長。主に今回燃料費が増嵩することにつきましては、予約運行型の走行距離が伸びているということでございます。予約運行型につきましては、前年というか見直し前までですと年間で約５，０００人程度のご利用でございましたが、今年度に関しては上半期で５，０００人ほどの利用ということで、見込み数としては倍増する見込みとなっており、これに伴って走行距離も伸びているのかなと考えております。以上でございます。

３番（遠藤龍之君）はい、議長。実証運行との絡みでこういったものも根拠と言えば理由として来年度の対応にの根拠になるかと思うんですが、その辺のところを今の話では倍増しているというその辺の理由についても根拠についても確認しながら、より利用しやすいといいますかその辺の検討が必要かと思うんですが、その辺の考え方についていかがでしょうか。

町民生活課長（鈴木宏幸君）はい、議長。お答えの前に先ほどの補足としまして、今回初めて年間を通じて予約運行型を運行することになったわけですが、積算をした時点では現在の実証運行開始から一、二か月程度で走行距離見込みましたので、始まって1月、2月分しか根拠といいますか参考数値がなかったということで、距離数に違いが生じたのかなということもひとつあるのではないかと思います。もう一つ、今年度初めて年間を通じて運行してみたという結果が出ますので、今後につきましてはその利用状況等を基にこの数値等も算出していきたいということと、あともう一つはこの運行始まって以降、いろいろご要望ご意見いただいております。来年度から形としては本格運行ということに移行するということで考えておりますが、いただいた要望全てを4月の改正に反映できるかというと、なかなか難しい面もあると思っておりますので、本格運行移行後も次の見直し、順次見直し、こういうことで対応していきたいとは考えております。以上でござ

います。

３番（遠藤龍之君）はい、議長。今のことに対しては理解といいますかいたしました。

　１６ページの３款民生費１項社会福祉費の中の４目障害福祉費の中の自立支援介護訓練等給付費の増２，８００万円についてなんですが、これについては当初見込みと比べ結構の増と見られるんですが、その辺の背景理由について、あるいは今後についてどのように考えているのかお伺いいたします。

地域福祉課長（齋藤　剛君）はい、議長。今回の自立訓練等給付費でございますけれども、主に伸びが顕著なものについては共同生活援助、グループホームの関係と、あとは就労支援事業のＢ型が伸びてございます。これは年々伸びている傾向にはあるんですけれども、計画相談がうんと充実して利用者の支援へのサービスのつながりといいますか、そちらがうまくいっているために利用者が増えているのかな。一方で、新たな計画相談を作る方も増えております。そちらは結構高齢の方といいますか４０代５０代とかという方もいらっしゃいますので、世間で言われています８０５０問題の関係で今まで親の方が見ていた部分で、今後支援が必要だということがサービスの支援につながってきているのかなと見ています。以上です。

議　長（菊地康彦君）そのほか、質疑ありませんか。

１０番（齋藤俊夫君）はい、議長。２３ページの社会教育費の深山山麓少年の森に関して確認をしたいと思います。ご案内のとおり、この少年の森については駐車場の大幅な拡張なり子供たちの遊び場を中心とした大幅なリニューアルということで、大変にぎわっているということ、それからこれまた長年の懸案であった指定管理が地元の方々によって引き受けていただいているということ、大変結構な動きでございますが、今回のじゃぶじゃぶ池の５００万円の工事費というのは受止めようによっては何かそういう喜ばしい動きに水を差すようなふうにも受け止められかねないわけでございます。これまでの説明の中では来年の向けていち早く手当てをしたいという趣旨の説明もいただいておるところでございますけれども、子供たちが水に親しむというか水の中で遊ぶということを考えれば、当初どういう見立て、見込みの中で今回の不具合が発生することになったのか。まずその辺の当初の見立てをお伺いをしたいなと思います。

生涯学習課長（伊藤孝浩君）はい、議長。今議員からおっしゃっていただきましたとおり、少年の森につきましてはリニューアルオープン以降､多くの方にご利用いただいておりまして、特にじゃぶじゃぶ池が夏の期間、多くの子供たちにご利用いただいた状況となっています。当初の見立てというところで、設計の段階でも一定程度の子供たちがこのじゃぶじゃぶ池を利用することは想定をしながら設計は組んでいたところですが、子供たちの夏休み期間中にリニューアルオープンも重なったということもありまして、想定以上に多くの子供たちがご利用いただいたことなので、こういった池から水漏れとかそういったものが発生するような形になっておりまして、今回そういったものの対策として子供たちが安全安心に遊んでいただくというところも含めまして、改修工事をしたいと考えたところであります。以上です。

１０番（齋藤俊夫君）はい、議長。課長から今直接的な説明がなかったんですが、池の周りがすぐ芝になっているんですね、天然の芝に。私は芝は大賛成でございますけれども、すぐ縁のすぐそばから芝ということ自体が今回のオープンしてまだ半年もたたない中で５００万円の工事費が発生しているということはいかがなものかなと残念な思いもなきにしも

あらずということでございます。これまでも５００万円の説明の中では一定の間隔といいますか水が少し芝に影響与えないようなそういう工事をされるという説明でございますけれども、先ほど申したように、子供たちの水との関係を考えれば最初からそういうことを配慮してしかるべきではなかったのかなという素朴な疑問もあるわけでございますけれども、芝をよく活着させたのか。いつごろ芝を張りつけてオープンにこぎつけたのかも含めて確認をしたいと思います。

生涯学習課長（伊藤孝浩君）はい、議長。今議員からご指摘ありました芝の部分でございますが、芝を張った時期でございますが、春先の３月中にその芝は張ったということになっておりまして、オープンが７月２１日、中旬ということですので芝の養生期間としましては約４か月確保したということで、問題はなかったのかなと思っております。この芝のところに離した、離すというか水の対策の工事の関係ですが、池の周りを縁どっておりますコンクリート部分を広げて水と離して上げるというところと、あとは外側にグレーチングの蓋をかぶせた側溝を設置するなど、あとは漏れ出す水をそのグレーチング側溝で受ける対策をしまして、さらに暗渠管を埋設しまして土のしみ込んだような水分を排除できるようにするということで、その芝の面も含めてそういった水漏れの部分も含めた改修工事を実施したいということで考えております。以上です。

１０番（齋藤俊夫君）はい、議長。分かりました。今回のリニューアルオープンは様々な機能付加されたということで、担当された課長以下皆さんのご苦労、それはよく分かるわけでございますけれども、いずれ全体を見る中で個々の施設ごとへの一方ではきめ細やかな配慮も必要だと思いますので、今後の他の工事等向けてそういう視点観点を大事にしていただくことをご期待申し上げて質問を終わります。

議　長（菊地康彦君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議　長（菊地康彦君）これから討論を行います。――　討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議　長（菊地康彦君）これから、議案第６１号令和７年度山元町一般会計補正予算（第４号）を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（菊地康彦君）異議なしと認めます。議案第６１号は原案のとおり可決されました。

議　長（菊地康彦君）この際、暫時休憩といたします。再開は１１時１０分であります。

午前１１時０２分　休　憩

午前１１時１１分　再　開

議　長（菊地康彦君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議　長（菊地康彦君）日程１０．議案第６２号を議題とします。
本件について説明を求めます。

健康推進課長（渡辺卓臣君）はい、議長。それでは、議案第６２号令和７年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）についてご説明いたします。

初めに今回の補正の規模でありますが、歳入歳出それぞれ１，１１７万５，０００円を追加し総額を１７億２，７０９万７，０００円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正と合わせまして債務負担行為の補正も行っております。

それでは、議案書９ページをお開き願います。

歳出予算からご説明させていただきます。

１款総務費１項総務管理費１目一般管理費についてですが、一般会計同様、人事院勧告に準拠した職員の給料や手当、共済費など人件費の関連につきまして１１４万１，０００円を増額するものでございます。

次に２款保険給付費２項高額療養費１目高額療養費についてですが、医療費が一定以上の高額になった場合に給付する高額療養費について、当初の見込みよりも給付費が増額し不足が見込まれたことから９９７万７，０００円を増額するものでございます。

次に５款保険事業費２項保険事業費１目疾病予防費についてですが、こちらにつきましては人事院勧告に準拠した職員手当の増額分として５万７，０００円を計上するものでございます。

続きまして、歳入予算についてご説明いたします。

８ページにお戻り願います。

４款県支出金１項県補助金１目保険給付費等交付金についてですが、こちらにつきましては歳出予算でご説明いたしました高額療養費の増額に伴う財源として普通交付金を同額、９９７万７，０００円増額するものでございます。

次に６款繰入金１項繰入金１目基金繰入金については、こちらは歳入歳出予算の最終的な財源調整として財政調整基金の取崩しを５万７，０００円増額するものでございます。この結果、当初予算からの基金繰入れの累計は３，５１４万５，０００円となり、補正後の基金残高の見込み額は６，２３１万５，０００円になります。また、２目一般会計繰入金については、こちらは１款の総務費でご説明いたしました職員の人件費の増額分に伴う一般会計繰入金の増額となっております。

最後に債務負担行為の補正についてご説明いたします。

４ページにお戻り願います。

第２表債務負担行為の補正として、１事業追加しておりますが、こちらにつきましては令和８年４月１日から特定健康診査事業に取り組むため、今年度中に契約事務を進める必要があることから期間及び限度額を設定するものでございます。

以上で議案第６２号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議　長（菊地康彦君）これから質疑を行います。――　質疑はありませんか。
３番、遠藤龍之君の質疑を許します。

３番（遠藤龍之君）はい、議長。９ページの高額療養費増について確認します。この内訳といいますか傾向といいますか何件分という何人分を想定しているのか確認したいと思います。

健康推進課長（渡辺卓臣君）はい、議長。お答えいたします。こちらは当初に比べまして、傾向と

いたしまして傾向としたところなんですが、入院する患者さんとあとは結構増えておりまして、当初の見込みよりも高額な医療を要する方が昨年度まででですと上期で３００万円以上とか一定の金額以上になるんですけれども、昨年ですと上期１３件だったところが１６件になったりとか、昨年度よりもケースとも金額ともに増加しているということでございます。一応、今現在確認できているもので今ですと６月分の実績までしかないんですけれども、同月比で比較しますと令和６年度の人数なんですけれども、人数自体は３９８人から令和７年度は３８７名ということで被保険者は減っているので人数は減っているんですけれども、ただ、給付費のほうはただいま申し上げましたとおり、１件当たりの単価が上がっているものですから、今回予算を補正したということでございます。以上です。

３番（遠藤龍之君）はい、議長。こういう時期でいずれこの時期に結構補正というのは見受けられるんですが、何を心配するかというとこの額でいいのかどうかというこのご時世というかこういう環境の中でということの心配不安懸念の中での確認でした。今の回答からは単価が上がったと医療費が上がったのか薬剤費が上がったのかとかいろいろ薬の種類も高価なというか、ものに高いものに変わったのかとかというふうなという受止めではなく、人数が増加の傾向に見られるということからの増額いうことで受け止めていいのでしょうか。

健康推進課長（渡辺卓臣君）はい、議長。すみません。説明が分かりにくかったんですけれども、件数自体は昨年度よりも減っています。ただ、こちらを被保険者当たりの単価にしますと約５，０００円ほどなんですけれども、昨年度まででですと１件当たり５万５，０００円ぐらいの単価になっていたんですが、今年度は６万円を超えている。ですので、件数が減って総額が伸びるということはその内容が高度化している、物価上昇等の影響もあると思われます。以上です。

議　長（菊地康彦君）そのほか、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議　長（菊地康彦君）これから討論を行います。――　討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議　長（菊地康彦君）これから、議案第６２号令和７年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（菊地康彦君）異議なしと認めます。議案第６２号は原案のとおり可決されました。

議　長（菊地康彦君）日程第１１．議案第６３号を議題とします。

本件について説明を求めます。

地域福祉課長（齋藤　剛君）はい、議長。それでは、議案第６３号令和７年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）についてご説明申し上げます。

今回の補正の規模ですが、歳入歳出それぞれ２，８００万円を追加し、総額を１６億４，０９９万５，０００円とするものでございます。

また、第２条において債務負担行為の補正を行っております。

議案書１１ページをお開きください。

歳出予算からご説明いたします。

１款総務費１項総務管理費１目一般管理費でございますが、一般会計同様、人事院勧告に準拠し職員の給料や手当など５５万１，０００円を増額しております。

次に、３項介護認定費１目介護認定調査費でございますが、令和７年度の税制改正に伴い介護保険法施行令が改正されましたことから、所要の改正に対応するため、介護保険システム改修費を２９７万円計上しております。

次に、２款保険給付費１項介護サービス諸費２目施設介護サービス給付費でございますが、施設介護サービス等給付を１，７００万７，０００円増額しております。これにつきましては、介護老人保健施設の利用者が増加していることや、あと利用者１人当たりの単価も増額しておりますので計上してございます。

次に、２項介護予防サービス費等諸費１目介護予防サービス給付費及び３目の介護予防サービス計画給付費でございますが、介護予防事業の利用者の増加しているものや特に訪問リハビリテーション事業や通所リハビリテーション事業の伸びに対応するため、合計で４１８万円を計上しております。

次に、３款地域支援事業費１項介護予防生活支援サービス事業費１目介護予防生活支援サービス事業費でございますが、介護給付費同様、訪問型サービスや介護予防ケアマネジメントの介護予防サービスの利用増に伴いまして２５５万円を増額しております。

次に、２項一般介護予防事業費１目一般予防事業費及び３項の包括的支援事業任意事業費２目任意事業費でございますが、人事院勧告に準拠し職員の給料や手当など、合計で７４万２，０００円を増額しております。

次に、歳入予算の補正額についてご説明いたします。

議案書８ページをご覧ください。

歳入につきましては、歳出で説明しました職員の人件費や介護サービス給付費の補正に伴い国県支払い基金からの財源を見込むものが主な内容でございます。

３款の国庫支出金２項国庫補助金４目介護給付費補助金については、歳出で説明しました介護保険システム改修業務に係る財源として事業費の２分の１を計上しております。６目の保険者機能強化推進交付金９２万４，０００円及び７目の介護保険保険者努力支援交付金１９４万１，０００円については、今年度の交付額が確定しましたので計上しております。

次に９ページをご覧ください。

７款繰入金１項繰入金１目繰入金でございますが、最終的な財源調整の結果として基金の取崩額を４２５万３，０００円増額しております。この結果、当初予算からの基金繰入金の累計が８，２４９万２，０００円となりまして、補正後の基金残高見込み額は２億５，７６２万８，０００円になります。

２目一般会計繰入金については、各種給付費や事務費に係る町の負担分として合計で３６２万１，０００円を繰り入れるものです。

最後に債務負担行為の補正についてご説明いたします。

４ページをご覧ください。

債務負担行為として２つの事業を補正しております。いずれも令和８年４月１日から事業に取り組むため、令和７年度内に契約事務を進める必要がありますので、債務負担を設定するものです。

初めに、通所介護サービス事業業務委託に要する経費についてですが、要支援認定者等に対しまして生活機能を維持向上させ、生活の質を高めるためのサービスを提供する経費となります。次に、生活支援体制整備事業業務委託に要する経費についてですが、高齢者が地域と連携できる支援体制の充実強化を図る事業を実施するための経費となります。

なお、期間及び限度額については記載のとおりです。

以上で議案第６３号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議　長（菊地康彦君）これから質疑を行います。――　質疑はありませんか。

１１番、岩佐孝子君の質疑を許します。

１１番（岩佐孝子君）はい、議長。１１ページの２款１項の施設介護の部分ですが、サービス給付ということで利用者増ということと、利用者料金の増加という説明を受けましたが、利用者は何人ぐらい増えているんでしょうか。そして、金額的にもどれぐらいの差異が出ているのかお尋ねします。

地域福祉課長（齋藤　剛君）はい、議長。こちらの事業費でございますが、施設介護サービス等給付費ということで、主なものが老人介護保健福祉に係るものが伸びております。昨年度と比較しますと、月平均５５人利用していたものが５７人ということで、こちらのサービスなんですけれども、要介護１から要介護５の方が利用されているサービスなんですけれども、それの認定度合いが毎年異なってきますので、今年度伸びている部分についてはその認定の度合いによってということで、合計すると見込みで約１，７００万円ほど不足するということで計上しております。以上です。

議　長（菊地康彦君）ほかに質疑ございますか。

１１番（岩佐孝子君）はい、議長。１２ページの分の３款のところの部分の介護予防生活支援の部分なんですが、ここの分も訪問介護の部分なんですが、ここも多分人数が増えていると思うんですが、何人ぐらい増えているんでしょうか。高齢的高齢者が非常に多くなっていると利用者も非常に多くなっていて、地域の方々充実した支援を受けて受けることができていることは非常に喜ばしいんですが、どれぐらいの割合で増えているのかお尋ねします。

地域福祉課長（齋藤　剛君）はい、議長。今年度の給付費の傾向としまして、昨年度と比較しますと施設を利用するというより、予防のほうを利用されているケースが多くなってございます。ですので、今回もこちらに計上しているのは予防ということで、昨年と比較すると、月平均ですと１７０件程度かかっていたものが２００件ぐらいに増えているという状況であります。

議　長（菊地康彦君）よろしいですか。そのほか。

２番（髙橋眞理子君）はい、議長。今の質問と関連するんですけれども、１１ページです。保険給付費なんですが、利用者数が増えているということなんですけれども、利用費の単価というものは変わってはいらっしゃらないのですか。

地域福祉課長（齋藤　剛君）はい、議長。利用者の単価と言いますのは、例えば給付費になりますけれども、先ほど施設によって、例えば老人保健福祉施設であれば、先ほどの介護老人保健施設であれば要介護１から要介護５の方が利用するというサービスなんですけれども、当然介護３と介護５の方で給付費が同じかというとそうではないですので、その人がいろいろ入ってきますので、そういった意味で全体の平均すると１人当たりの単価が上がっているということです。

２番（髙橋眞理子君）はい、議長。そうしますと次のページ、先ほどの予防が増えているという利用される方が増えているということした。具体的にどういった予防が増えていると伺いたいです。

地域福祉課長（齋藤　剛君）はい、議長。予防のほうになりますと訪問介護事業になりますので、訪問、自宅で過ごされている方の予防ということで、例えば通所リハビリ事業ですとかそういうまだ動けるけれどもなるべく体を動かして体の維持を保ちましょうという事業が伸びている傾向にあります。

議　長（菊地康彦君）そのほか、質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（菊地康彦君）では、これで質疑を終わります。

議　長（菊地康彦君）これから討論を行います。――　討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議　長（菊地康彦君）これから、議案第６３号令和７年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第４号）を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（菊地康彦君）異議なしと認めます。議案第６３号は原案のとおり可決されました。

議　長（菊地康彦君）日程第１２．議案第６４号を議題とします。

本件について説明を求めます。

建設水道課長（山本勝也君）はい、議長。それでは、議案第６４号令和７年度山元町水道事業会計補正予算（第３号）についてご説明いたします。

初めに、４ページをお開き願います。

収益的支出について申し上げます。

１款水道事業費１項営業費用４目総係費の３６万１，０００円の増額は、人事院勧告に伴う人件費の調整によるもので、説明欄に記載のとおりであります。

次に、資本的支出について申し上げます。

１款資本的支出１項建設改良費２目施設整備費の５２８万１,０００円の増額ですが、人事院勧告に伴う人件費の調整によるもの及び消火栓更新工事費の増で、説明欄に記載のとおりであります。

１ページにお戻り願います。

第２条令和７年度山元町水道事業会計予算第３条に定めた収益的支出の予定額を次の

とおり補正するものであります。

支出第１款水道事業費を３６万１，０００円増額し、総額３億６，６４８万３，０００円とするものであります。

第３条予算第４条中､資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額１億８７２万８，０００円を１億１，４００万９，０００円に、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額５２３万４，０００円を５６８万８，０００円に、損益勘定留保資金等１億３４９万４，０００円を１億８３２万１，０００円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

支出第１款資本的支出を５２８万１，０００円増額し、総額１億６，６０１万４，０００円とするものであります。

第４条予算第８条に定めた職員給与費を記載のとおり改めるものであります。

以上で議案第６４号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議　長（菊地康彦君）これから質疑を行います。――　質疑はありませんか。

１１番、岩佐孝子君の質疑を許します。

１１番（岩佐孝子君）はい、議長。４ページです。３ページ４ページのところの資本的支出の分の建設改良費のところの工事請負費なんですが、消火栓更新工事なんですが、ここは何か所なんでしょうか。

建設水道課長（山本勝也君）はい、議長。こちらは２か所になります。

議　長（菊地康彦君）よろしいですか。そのほか、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議　長（菊地康彦君）これから討論を行います。――　討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議　長（菊地康彦君）これから、議案第６４号令和７年度山元町水道事業会計補正予算（第３号）を改正する条例を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（菊地康彦君）異議なしと認めます。議案第６４号は原案のとおり可決しました。

議　長（菊地康彦君）日程第１３．議案第６５号を議題とします。

本件について説明を求めます。

建設水道課長（山本勝也君）はい、議長。それでは、議案第６５号令和７年度山元町下水道事業会計補正予算（第２号）についてご説明いたします。

初めに、４ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入について申し上げます。

１款下水道事業収益２項営業外収益３目他会計補助金の２万３，０００円の増額は、基礎年金拠出金の確定によるものです。

次に支出ですが、１款下水道事業費１項営業費用２目処理場費野２，１００万円の増額ですが、山元浄化センター汚泥処理施設内の脱水汚泥移送コンベアの経年劣化による修繕工事費の増、４目総係費の３８万３，０００円の増額は人事院勧告に伴い人件費の調整によるもので、説明欄に記載のとおりであります。

１ページにお戻り願います。

第２条令和７年度山元町下水道事業会計予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入第１款下水道事業収益を２万３，０００円増額し、総額５億８，７８０万９，０００円とするものであります。

次に、支出第１款下水道事業費を２，１３８万３，０００円増額し、総額５億１，４６８万５，０００円とするものであります。

第３条予算第９条に定めた職員給与費を記載のとおり改めるものであります。

第４条予算第１０条に定めた他会計からの繰入金を記載のとおり改めるものであります。

以上で議案第６５号の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

議　長（菊地康彦君）これから質疑を行います。―― 質疑はありませんか。

２番、髙橋眞理子君の質疑を許します。

２番（髙橋眞理子君）はい、議長。４ページなんですけれども、山元浄化センターの脱水汚泥移送コンベアなんですが、これは何年前にといいますか修繕必要となった年数はどれぐらいになるんでしょうか。要するに耐用年数とも関わってくるんですけれども伺います。

建設水道課長（山本勝也君）はい、議長。こちらの汚泥脱水処理棟のほうにあるベルトコンベアですけれども、汚泥処理棟の２階にあるもので、山元浄化センターが処理を開始した平成５年に今建てたもので、その中で一部劣化したものとかは部品交換はしているんですけれども､今回３０数年たって修繕交換しないと駄目な状況になったという形になります。

２番（髙橋眞理子君）はい、議長。こちらの費用が２，１００万円ほどになっていますよね。そうしますと、これはあと何年後かにはまた修繕必要なるとか、あるいは補修、全く取り替えなければならなくなるという状況にもなるわけでしょうか。

建設水道課長（山本勝也君）はい、議長。今回３０数年ということなので、今回やればあと３０年ぐらいはもつかとは思うんですけれども、汚泥の処理の回数だったりそういった頻度によってその年数というのは変わってくるかと思います。

議　長（菊地康彦君）そのほか、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議　長（菊地康彦君）これから討論を行います。―― 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議　長（菊地康彦君）これから、議案第６５号令和７年度山元町下水道事業会計補正予算（第２号）を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（菊地康彦君）異議なしと認めます。議案第６５号は原案のとおり可決されました。

議　長（菊地康彦君）日程第１４．議案第５４号を議題とします。

本件は１２月５日の本会議において総務民生常任委員会に付託し、会期中の審査としておりましたが、審査が終了し総務民生常任委員会委員長から報告書が提出されましたので、委員長の報告を求めます。

総務民生常任委員会委員長（大和晴美君）はい、議長。委員会審査報告書。本委員会は令和７年１２月５日に付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、山元町議会会議規則第７６条の規定により報告します。

議案第５４号山元町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例。

審査の結果、可決すべきものです。

山元議委発第６４号

令和７年１２月１１日

山元町議会議長菊地康彦殿

総務民生常任委員会委員長　大和晴美

以上でございます。

議　長（菊地康彦君）これから委員長報告に対する質疑を行います。――　質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（菊地康彦君）質疑なしと認めます。

議　長（菊地康彦君）これから討論を行います。――　討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（菊地康彦君）討論なしと認めます。

議　長（菊地康彦君）これから議案第５４号山元町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を採決します。

お諮りします。本案に対する委員会の委員長の報告は可決すべきものです。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（菊地康彦君）異議なしと認めます。議案第５４号は委員長報告のとおり可決されました。

議　長（菊地康彦君）日程第１５．閉会中の継続調査申出についてを議題とします。

議　長（菊地康彦君）暫時休憩します。

午前１１時４６分　休　憩

午前１１時４９分　再　開

議　長（菊地康彦君）再開いたします。ただいまの地震につきまして、総務課長より御報告があり

ますので。

総務課長（大和田　敦君）はい、議長。それではお時間を頂戴しまして御報告いたします。

現時点で我々が入手した情報になりますので、よろしくお願いいたします。

最大震度については４、山元町に関しては震度２を記録しております。津波の関係なんですが、若干の海面の変動は見られるものの津波の心配はないということで現時点の報告になっております。以上になります。

議　長（菊地康彦君）ただいまの報告のとおりでございます。

議　長（菊地康彦君）それでは続きまして、日程第１５．閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

各常任委員会委員長、各特別委員会委員長及び議会運営委員会委員長から山元町議会会議規則第７４条の規定によりお手元に配付のとおり継続調査申出書が提出されております。

お諮りします。議会運営委員会委員長及、各特別委員会委員長及び各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（菊地康彦君）異議なしと認めます。議会運営委員会委員長、各特別委員会委員長及び各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

議　長（菊地康彦君）日程第１６．議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（菊地康彦君）異議なしと認めます。ただいまお諮りしましたとおり、議員派遣の件は決定されました。

議　長（菊地康彦君）お諮りします。ただいま決定されました議員派遣の内容に今後変更を要するときはその取扱いを議長に一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議　長（菊地康彦君）異議なしと認めます。変更を要するときの取扱いは議長一任とすることに決定いたしました。

議　長（菊地康彦君）これで本日の議事日程は全部終了いたしました。

議　長（菊地康彦君）会議を閉じます。

令和７年第４回山元町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前１１時５２分　閉　会